

令和3年10月7日

復興大臣

西銘 恒三郎 殿

東日本大震災からの復興
に関する提案・要望書

宮城県知事 村井 嘉浩

東日本大震災からの復興に関する提案・要望書

平成23年3月11日の東日本大震災の発生から、10年6か月が経過しました。本県の被害は、死者・行方不明者が約1万1千人、全半壊の住家被害が23万棟を超え、県下全体の被害額は9兆円に達するなど、未曾有の大災害となりました。

これまで本県では、国内外の多くの皆様からの御支援を賜りながら復興の取組を進め、令和3年3月には県内被災者への応急仮設住宅の供与が終了するなど、復興の完遂まであと一步のところまで来ています。また、「石巻南浜津波復興祈念公園」や「みやぎ東日本大震災津波伝承館」など県内各地に震災遺構・伝承施設が完成し、現在は震災の記憶の風化防止と伝承にも一層力を入れて取り組んでいます。一方、沿岸部においては、やむを得ない事情等により一部のハード事業が未完了となっているほか、心のケアや被災した子どもに対する支援といったソフト事業についても引き続き適切に対応していかなければなりません。加えて、近年、大規模化、多様化する自然災害や喫緊の課題である新型コロナウイルス感染症への対応も重なり、復興事業の進捗への影響が懸念されています。

国においては、令和3年度から7年度までの5年間で「第2期復興・創生期間」と位置付け、被災地の復興に向けて手厚い措置を講じていただいているところですが、復興の完遂のためには、今後も国と被災自治体が協力して、残された復興事業に全力を挙げて取り組む必要があり、そのためには国による確かな支援が不可欠です。

つきましては、今後も東日本大震災からの復旧・復興を国政の最優先課題として位置付け、一日も早い復興の完遂に向けて、被災自治体が必要としている各種事業に対する支援等を確実に継続していただくよう、強く要望いたします。

重 点 要 望 项 目

重点要望項目

1 東日本大震災復興関連事業に対する支援の継続

東日本大震災を要因とした被災者の心のケアや地域コミュニティの再生などの課題については、これまで被災者支援総合交付金等の財源を活用しながら支援を進めてまいりました。復興から10年が経ち、ハード系の復興事業がおおむね完了した一方、これらのソフト事業は、今後も中長期的な対応が求められています。

心のケアについては、被災者からの相談件数が依然多く、相談支援の継続や支援人材の確保・育成が必要となっています。また、災害公営住宅では入居者の高齢化率や独居率が高いことから、様々な健康課題や孤立問題に対応するためにも、見守り・生活支援や交流の場の確保などの取組が引き続き必要です。

加えて、被災した児童生徒の家庭・生活環境の問題についても、震災から月日が経つにつれ多様化・複雑化しており、今後もきめ細かな教育的支援を必要とする児童生徒の在籍状況など、学校現場に応じた教育復興加配教職員の定数措置が不可欠な状況です。

これらの事業は、令和3年3月に閣議決定された『第2期復興・創生期間』以降における東日本大震災からの復興の基本方針」において、今後も支援を継続する方針が示されましたが、一日も早い復興の完遂に向け、この方針に則り、被災自治体の復旧・復興に必要な事業に対する特例的な財政措置や支援措置を確実に実施するよう求めます。

2 福島第一原子力発電所事故に伴う被害への対応

福島第一原子力発電所事故は、本県産業に広範で深刻な被害をもたらしました。農林水産物の出荷制限に伴う損害、検査費用や販路回復費用等の負担、風評被害による減収などの損害については、東京電力ホールディングス株式会社に対して損害賠償請求を行っていますが、法令・政府指示等に基づかないことを理由に、十分な賠償に応じないなど、いまだに消極的な姿勢です。観光業の風評被害への請求に対しては、風評の影響が強い外国人観光客が大きく減少する中、観光客減少による減収分を損害から除外し、かつ提出が困難な立証資料を求めるなど、事業者負担を強めています。そのため、国においては、東京電力ホールディングス株式会社に対して、県境に関係なく被害の実態に応じて、十分かつ迅速な賠償を行うよう、強く指導することを求めます。また、地方公共団体の被害対策については、住民の不安解消のために自治体が自発的に行う対策について賠償範囲に明示するよう求めます。

放射線・放射能による影響等については、県民の不安を解消し、風評被害を防止するため、リスクコミュニケーションの取組を強化し、農林水産物の安全性や放射線・放射能に関する正しい知識の普及啓発を積極的に行うよう求めます。また、海外に対しても農林水産物の安全性に関する正確な情報を発信し、全面輸入停止措置を講じている中国や厳しい規制を続けている韓国、台湾などに対して、一刻も早く輸入規制を撤廃するよう引き続き働きかけることを求めます。

多核種除去設備等処理水については、処分方法を海洋放出とするなど、処分に関する基本方針を決定しましたが、海洋放出以外の処分方法も引き続き検討するとともに、国民・

<重点要望項目>

国際社会への理解醸成に向けた取組の強化，厳格なモニタリングと万全な管理体制の構築，風評の懸念に対する万全な対策の実施，万が一に備えた損害賠償スキームの策定など，国は責任を持って万全の対策を講じることを求めます。また，これらについて，実効性のある対策内容を具体的に示すとともに，対象地域を福島県に限定することのないよう求めます。

放射能に汚染された廃棄物の処理については，8,000Bq/kg以下の汚染廃棄物の処理に長期間を要することから，全ての自治体の処理が終了するまで，技術的支援に加え，全額国の負担による財政支援を行うことを求めます。また，指定廃棄物の問題については，国の責任の下，解決までの間，保管の強化や遮へいの徹底など安全の確保に万全を期すための取組を行うほか，指定解除後の廃棄物についても，処理先の確保に国として積極的に取り組むよう求めます。

さらに，除染により発生した除去土壌の処分基準の早期提示，十分な財政・技術的支援など，国の積極的な関与を求めます。

予算措置等を求める要望書

要望項目一覧

- 1 東日本大震災復興関連予算の確実な措置
- 2 被災者の心のケア対策及び見守り・生活支援のための財源の確保
- 3 被災県に対する教職員定数の中長期的な加配措置
- 4 福島第一原子力発電所事故の損害賠償に対する支援
- 5 放射線・放射能に関する正しい知識の普及・啓発
- 6 福島第一原子力発電所に係る廃炉・汚染水・処理水対策
- 7 復旧・復興に要する人的支援の継続
- 8 固定資産税等の減収額に対する十分な財政措置
- 9 地方公営企業に対する特別の繰出制度の創設や地方交付税措置の拡大等
- 10 災害援護資金の償還に係る事務処理等への支援と償還期限の柔軟な措置
- 11 東日本大震災の記憶と教訓の伝承に係る支援制度の創設
- 12 東日本大震災地震津波防災ミュージアム等の整備
- 13 「防災教育と災害伝承の日」の制定
- 14 国際リニアコライダー（ILC）の実現
- 15 被災した地域公共交通への支援の拡充
- 16 復興・被災者支援に取り組むNPO等への支援の継続
- 17 中小企業等グループ施設等復旧整備事業における財源の確保及び柔軟な運用
- 18 事業復興型雇用確保事業の延長
- 19 東北観光復興施策への新たな支援策の創設
- 20 中国・韓国などにおける農林水産物等の輸入規制への対応
- 21 水産加工業の復興に向けた支援
- 22 栽培漁業種苗放流支援の継続
- 23 原木に関する補償と森林の放射性物質低減技術の早期確立
- 24 建築確認申請等手数料に係る減免措置に対する財政支援の継続
- 25 災害公営住宅の家賃低廉化事業・特別家賃低減事業における安定的な財政支援の継続
- 26 緊急スクールカウンセラー等活用事業に係る十分な予算措置
- 27 被災児童生徒就学支援等事業交付金の継続
- 28 子どもへの学習支援によるコミュニティ復興支援事業の継続

1 東日本大震災復興関連予算の確実な措置

本県では、国をはじめとする国内外の多くの皆様からの心温まる御支援をいただきながら、県民一丸となって復旧・復興に向けて懸命に努力を続けています。

これまでも国においては、特例的な財政支援や復興特区制度など、手厚い措置を講じるとともに、『第2期復興・創生期間』以降における東日本大震災からの復興の基本方針」においても、被災地の実情を踏まえ、被災自治体からの要望をおおむね反映していただきました。

つきましては、今後とも東日本大震災からの復旧・復興を国政の最優先課題と位置付け、一日も早い復興の完遂に向けて、同方針に則り、被災自治体の復旧・復興に必要な事業に対する特例的な財政措置を確実に講じるよう求めます。また、制度の運用や事務手続についても、地域の実情に応じた柔軟な対応を求めます。

2 被災者の心のケア対策及び見守り・生活支援のための財源の確保

本県においては、東日本大震災から度重なる生活環境の変化などから、深刻化・複雑化した心のケアに関する問題に対応するため、令和4年度以降も、子どもから大人まで切れ目のない心のケア対策を継続していくこととしています。あわせて、被災者の心のケアを地域精神保健福祉活動に移行していくため、市町等と協議を行っていますが、心のケアに取り組む人材の確保や育成が重要となります。また、災害公営住宅に入居した被災者等は高齢化率や独居率が高く、様々な健康課題や孤立が懸念されており、引き続き見守り・生活支援の実施や交流の場の確保が必要となっています。

このことから、国においては、『第2期復興・創生期間』以降における東日本大震災からの復興の基本方針」に基づき、心のケア対策及び見守り・生活支援等の被災者支援に対する十分な財源措置を行うよう求めます。

3 被災県に対する教職員定数の中長期的な加配措置

東日本大震災から10年が経過し、着実に復興が進んできてはいますが、児童生徒を取り巻く家庭環境や生活環境の問題が多様化・複雑化するなど、いまだに震災の影響が見られることから、一人ひとりの心に寄り添いながら、より一層丁寧に教育活動を行うことが求められております。

今年度においても震災対応等、教育復興支援のために教職員の加配措置が認められ、児童生徒に対するきめ細かな教育的支援が行われているところですが、令和4年度以降についても、学校現場の実情に応じた教育復興加配教職員の定数措置を継続するよう求めます。また、本県の児童生徒が受けた心的被害を考慮し、心のケアやきめ細かな学習指導を継続的に実施するための安定的な体制を確保する必要があることから、指導方法工夫改善等の政令加配定数をこれまで同様に維持しつつ、基礎定数化するよう求めます。

4 福島第一原子力発電所事故の損害賠償に対する支援

福島第一原子力発電所事故により農林水産業や観光業などの民間事業者が被った損害は甚大かつ深刻なものであり、国は、東京電力ホールディングス株式会社に対し、加害者と

<復興庁>

しての立場を十分自覚させた上で、放射性物質の影響により失った販路回復のためのPRなどの風評対策に係る費用など、事故がなければ生じることのなかった全ての損害について、その範囲を幅広く捉え、被害者の立場に立って、十分かつ迅速な賠償を継続的に行うよう、強く指導することを求めます。特に、本県観光事業者への損害賠償については、賠償対象期間が1年間と短く、東北域内の観光客の減少による減収分は損害から除外されることに加えて、請求に当たり提出困難な立証資料が必要となるなど、事業者の負担が大きくなっているほか、韓国や香港など一部の国からの観光客数の低迷など、依然として風評が十分に払拭されていない状況であることから、東京電力ホールディングス株式会社に対して、本県の観光業への影響を改めて認識し、福島県、北関東3県と同様賠償を行うほか、本県観光事業者の賠償請求時の負担軽減や迅速かつ的確な賠償について、引き続き指導を求めます。

加えて、地方自治体の被害対策経費について、東京電力ホールディングス株式会社は、空間線量率の測定や農林水産物の検査など、住民の不安解消のために地方公共団体が自発的に行う対策のほとんどを賠償の対象外としているか、対象期間を制限していることから、国は地方公共団体の被害対策の実状を的確に把握し、賠償範囲として明確に示すよう求めます。

なお、震災復興特別交付税が充当されている被害対策経費については、東京電力ホールディングス株式会社が交付税相当分の賠償額を直接国に支払うなど、交付税の返還が生じない制度の創設を求めます。

5 放射線・放射能に関する正しい知識の普及・啓発

福島第一原子力発電所事故に伴う放射線・放射能による影響等について、国民一人ひとりが正しく理解し、不安を解消できるよう、国はリスクコミュニケーションへの取組を強化するとともに、さまざまな機会を捉え、より効果的な手段で正しい知識の普及啓発を積極的に図るよう求めます。特に、本県産農林水産物をはじめとする食品については、いまだに完全な風評払拭には至っていないことから、今後も国の責任の下で、首都圏をはじめ全国の消費者、流通関係者、食品関係事業者等に対し、食品に含まれる放射性物質の基準値の意味やこれまでの検査結果で得られた知見について、正しい理解が得られるまで確実に普及啓発を行うよう求めます。

6 福島第一原子力発電所に係る廃炉・汚染水・処理水対策

国においては、令和3年4月、多核種除去設備等処理水の処分方法を海洋放出とするなど、処分に関する基本方針を決定しましたが、海洋放出以外の処分方法も引き続き検討するよう求めます。また、今回の決定により本県の水産業、農業、観光業等の関係産業への新たな風評を生じさせないよう、国民・国際社会への理解醸成に向けた取組や風評の懸念に対する対策を強化するとともに、厳格なモニタリングと万全な管理体制の構築、万が一に備えた損害賠償スキームの策定などについても、国が責任をもって講じることを求めます。

さらに、これらについて、実効性のある対策内容を具体的に示すとともに、対象地域を

福島県に限定することのないよう求めます。

加えて、放射性物質を含む汚染水が漏えいし、海洋に流出した場合、本県沿岸及び沖合海域の水産資源への影響が懸念されることから、東京電力ホールディングス株式会社に対し、万が一にも汚染水の海洋への流出がないよう指導・監督するとともに、万全な管理体制の構築を求めます。また、廃炉等の措置に当たっては、廃炉作業に伴う粉じんの飛散防止対策を徹底するよう求めます。

なお、これらの廃炉・汚染水・処理水対策に当たっては、国が前面に立って、正確な情報を迅速かつ分かりやすく提供するとともに、安全かつ着実に進めるよう求めます。

7 復旧・復興に要する人的支援の継続

東日本大震災の発生から10年が経過し、本県及び被災市町においては復興の完遂に向けて全力を尽くしているところですが、防潮堤など一部の公共土木施設の災害復旧・復興事業などでは、やむを得ない事情により期間内に完了せず事業継続となっているほか、心のケア、地域コミュニティの再生といった被災者支援事業なども継続した取組が必要となっています。

全国各地で広域的に発生する災害への対応や行財政改革等に伴う厳しい環境の中で、派遣職員の確保が困難となる地方公共団体が増えるとともに、任期付職員も応募者数の減少により十分な人数を確保できないなど厳しい状況ではありますが、第2期復興・創生期間においても事業の推進に必要な事務職・土木職などの職員派遣につきまして、支援の継続をお願いします。

8 固定資産税等の減収額に対する十分な財政措置

東日本大震災後の固定資産税等については、地方税法による特例措置のほか、津波による甚大な被害を受けた土地・家屋に係る減免措置や、施設保有漁業協同組合等が取得した償却資産等に係る減免措置を被災自治体が条例により実施しており、これらの減収額については震災復興特別交付税による財政措置が講じられています。

被災代替資産の取得など復興に伴う税制上の特例の適用は今後も継続的に見込まれ、被災自治体の復興完遂のためには財源の確保が必要であることから、令和4年度以降においても減収額に対する財政措置を引き続き講じるよう求めます。

9 地方公営企業に対する特別の繰出制度の創設や地方交付税措置の拡大等

東日本大震災により被害を受けた地方公営企業における資金不足額等への対応として、資金手当のための公営企業債（震災減収対策企業債）の充当とその償還利子の一部に対する震災復興特別交付税が措置されていますが、残余の利子及び元金償還に関しては交付税措置がなされていません。施設等の被害が著しい沿岸地域の地方公営企業では、料金収入等が相当期間継続して減少する一方で、人件費、資本費（元利償還金）、維持管理等の経費は固定的に発生し続けるなど、苦しい経営が続いています。

つきましては、令和4年度以降も料金収入が回復するまでの一定期間、当該財政措置を継続するとともに、特別の繰出制度を創設し、当該繰出に対し地方交付税措置を講じるな

<復興庁>

ど、地方公営企業の経営回復に資する財政支援を講じるよう求めます。

10 災害援護資金の償還に係る事務処理等への支援と償還期限の柔軟な措置

東日本大震災に係る災害援護資金について、本格的な償還時期を迎えていますが、既に多くの未償還案件が発生するとともに、償還が困難な借受人からの市町村への相談が相次いでおり、支払猶予の処理も行われていることから、市町村の適切な償還事務に資するよう、償還免除に係る運用基準等の取扱いを明示するとともに、市町村の債権回収に要する経費や償還免除の際の貸付金抛出に係る県負担分に対して必要な地方財政措置等を講じることを求めます。また、今後、一層の償還困難案件の増加が見込まれることから、阪神・淡路大震災の例に倣い、償還期限の延長等柔軟な措置を早期に講じるよう求めます。

11 東日本大震災の記憶と教訓の伝承に係る支援制度の創設

「『第2期復興・創生期間』以降における東日本大震災からの復興の基本方針」では、復興の姿の発信、東日本大震災の記憶と教訓の後世への継承の取組を通して、記憶の風化防止や防災力向上を図ることとしています。そのためには被災自治体や伝承団体などと一体となって取組を進めることが重要です。

一方で、伝承活動は、これまで民間団体等による自主的な取組が中心でしたが、震災から10年が経過し、企業等からの寄附金なども減少している中で、活動資金の確保や人材育成など、今後の活動に様々な課題を抱えている団体も多くあることから、団体等が持続的な取組を行うための支援が必要です。

つきましては、被災地における震災伝承の取組を将来にわたって継続的に実施できるよう、県と市町村の連携による伝承活動の活動支援のための補助金など、新たな財政支援制度の創設等を講じることを求めます。

12 東日本大震災地震津波防災ミュージアム等の整備

東日本大震災を経験した我が国が、震災で生まれた各種の‘絆’を育み、震災の経験と教訓を後世に伝え、世界の震災・津波対策の向上に貢献していくため、国において、最大の被災県である本県に震災津波博物館等の複合拠点施設を整備するよう求めます。

13 「防災教育と災害伝承の日」の制定

近年、全国的に大地震や集中豪雨等による甚大な被害が発生しており、今後起こりうる大規模災害に備えるためには、これまでの自然災害の記憶や教訓を風化させることなく、しっかりと後世に伝え継いでいくことが重要です。

こうした中、被災地の枠組みを超えた取組として防災教育と災害伝承の実践が求められており、さらに取組の重要性を全国的に広めていくことを目的として、防災を専門とする有識者などにより「防災教育と災害伝承の日」の制定に向けた呼びかけが展開されています。

国においては、未曾有の被害をもたらした東日本大震災と同じ悲しみをくり返さないためにも、3月11日を「防災教育と災害伝承の日」として制定し、防災教育と災害伝承の活

動を全国的に展開していくよう求めます。

14 国際リニアコライダー（ILC）の実現

国際リニアコライダー（ILC）は、科学技術創造立国や科学技術外交の実現、高度な技術力に基づくものづくりの競争力強化及び人づくり革命等を促し、日本の成長戦略に大きく貢献する極めて重要な計画です。ILCは、世界中の研究者・技術者が集結するアジア最大の拠点研究施設であり、その波及効果は日本全国・世界に及ぶものですが、特にその建設の世界的候補地である東北では、ILCの建設・運用を通して国際的なイノベーション拠点の形成等が進むことが期待され、これは東日本大震災からの創造的な復興と「新しい東北」に資するものでもあります。

つきましては、ILCの実現に向けて、省庁横断的な取組体制の強化及び国際的議論、情報発信等をさらに推進し、令和4年度のILC準備研究所の設立に向けて積極的に対応するとともに、成長戦略等政府計画においてILCを柱の一つに位置付けるよう求めます。

15 被災した地域公共交通への支援の拡充

県内路線バス事業者及び離島航路事業者は、東日本大震災で甚大な被害を受け、「被災地特例」の経過措置により令和3年度以降も要件緩和による補助金の増額等の措置が講じられていますが、今後も利用者減少等に伴う欠損が見込まれるため、令和4年度以降も支援の継続と十分な予算の確保を求めます。また、地域公共交通調査事業の終了に伴い、住民バスに対する補助が大幅に減少し、市町の財政負担が相当大きくなっていますが、復興の進捗に応じて引き続き、住民の足の確保が求められるため、「被災地特例」が終了した路線バスと合わせた一体的な路線の見直しを見据え、十分な財政支援を求めます。

16 復興・被災者支援に取り組むNPO等への支援の継続

本県では、NPO等の「絆力」を活かした復興・被災者支援事業と、被災者支援総合交付金「心の復興」事業を実施し、復興・被災者支援に取り組むNPO等の取組を支援しているところです。

NPO等による取組は、被災者支援や復興支援において重要な役割を果たしてきましたが、復興の進捗状況や地域・個人の課題が多様化し、きめ細かいニーズ把握や取組が求められており、引き続き、NPO等の取組に大きな期待が寄せられています。

しかしながら、本県内のNPO等の多くは依然として運営基盤がぜい弱であり、寄附や助成等が減少し、さらに、新型コロナウイルス感染症の流行により経済状況が悪化している中、第2期復興・創生期間においても取組を継続し、発展させるためには、財政的支援が不可欠であることから、補助事業の継続を求めます。

17 中小企業等グループ施設等復旧整備事業における財源の確保及び柔軟な運用

東日本大震災に係る中小企業等グループ施設等復旧整備事業については、復旧に必要な土地造成が令和3年度に完成するなど、いまだ事業に着手できない事業者がいることから、令和4年度においても予算措置し、申請を認めるよう求めます。また、令和3年福島県沖

<復興庁>

地震に係るグループ補助金についても、さらに申請が見込まれることから、同様に予算措置するよう求めます。一方で、東日本大震災、令和元年東日本台風、令和3年福島県沖地震、それぞれに係るグループ補助金事業において、事業者の責めに帰さない事由により令和3年度内の事業完了が困難なものについては、これまでと同様に令和4年度への事故繰越手続の簡素化を講じるほか、再交付決定が必要なものについて、再予算化が図られるよう求めます。

加えて、財産処分制限の運用について、事業者が社会経済環境の変化にあわせた転用等を行う場合には、一定の条件の下に、国庫補助金納付を免除する等の柔軟な対応を求めます。

18 事業復興型雇用確保事業の延長

事業復興型雇用確保事業については、これまでに3万人を超える雇用を創出するなど、被災地における安定的な雇用の創出に大きな役割を果たしており、復旧・復興を進める上で有効な制度となっています。一方で、現在の制度では、グループ補助金などの産業政策の支援を受けた事業所が令和3年度末までに事業を開始することが支給の要件とされていますが、復興まちづくりに時間を要した沿岸部では、令和3年度末までに事業所を新設・再建した上で、求職者を雇い入れることが困難な状況です。

こうした被災地の実情を踏まえ、事業復興型雇用確保事業の実施期間を延長するよう求めます。

19 東北観光復興施策への新たな支援策の創設

訪日外国人旅行者の誘客に当たっては、これまで東北観光復興交付金等を活用し、外国人受入環境整備等に取り組んだ結果、令和元年の東北6県外国人延べ宿泊者数は168万人となり、政府目標の「東北6県の外国人宿泊者数を2020年に150万人泊」を1年前倒しで達成することができました。

しかし、新型コロナウイルス感染症の影響による観光目的の国際的な移動の制限により、インバウンドは壊滅的な状況にあります。

つきましては、国が目標とする2030年6,000万人の訪日観光客誘致のためには、国全体に占める外国人延べ宿泊者数の割合が1.7%程度となっている東北地方のインバウンド需要を早期に回復するとともに、一層強力に推し進めることが必要であることから、今後も観光施設の受入環境整備や滞在コンテンツ整備、誘客プロモーション等を通じて、東北一体となって継続的にインバウンドの回復に取り組むことができるよう、東北観光復興対策交付金に代わる新たな観光振興支援策を講じるよう求めます。

20 中国・韓国などにおける農林水産物等の輸入規制への対応

福島第一原子力発電所事故に伴う放射能対策として、本県では放射性物質の基準値を超える農林水産物が市場に流通することがないように万全の対策を講じ、風評対策に取り組んでいます。いまだに中国や韓国など、諸外国による農林水産物等の輸入規制が行われています。

つきましては、国において、農林水産物等の安全性に関する正確な情報を発信し、我が国の農林水産物等の安全性の信頼回復を図るとともに、全面輸入停止措置を講じている中国や厳しい規制を続けている韓国、台湾などに対して、一刻も早く輸入規制が撤廃されるよう、引き続き働きかけることを求めます。また、韓国政府の輸入規制によって大きな被害を受けているホヤ等については、規制していない国への輸出や国内の消費拡大について、国の積極的な支援を求めます。

21 水産加工業の復興に向けた支援

これまでの復旧整備事業などにより被災施設等は復旧し、水産加工業者はおおむね事業を再開していますが、売上の回復に遅れが見られるほか、人手不足、県内魚市場の水揚量の減少等に伴う加工原料の不足、原料価格の高騰、資金繰りの悪化など、現在も課題が山積している状況です。

沿岸被災地域は水産業が基幹産業であり、地域経済の活性化のためには、水産加工業の再生、復興が不可欠であることから、水産加工業の販路回復のための個別指導や必要な加工機器の整備、東北復興水産加工品展示商談会の継続、海外販路開拓のためのHACCPの取得、被災地の人材確保、AI・ICTによるロボット等先端技術の導入、加工原料の安定確保などの取組への支援について継続して財源措置を講じるとともに、資金融通の円滑化や事業継続に向けた計画策定支援など、水産加工業者の状況に応じた支援を求めます。

22 栽培漁業種苗放流支援の継続

本県の重要な資源であるアワビやサケの種苗生産施設はおおむね復旧を果たし、生産・放流体制は整いつつありますが、放流したアワビやサケが漁獲の対象として成長・回帰するまでには数年を要するため、この間、水揚量の回復は見込めず、引き続き低迷することが想定されます。また、アワビやサケの生産・放流経費は水揚金の一部で賄われている現状にあり、これら経費の確保と維持のためにも安定的な種苗の生産・放流体制の維持が必要です。このため、栽培漁業種苗放流について、令和4年度以降も国庫補助による支援の継続を求めます。

23 原木に関する補償と森林の放射性物質低減技術の早期確立

本県の特用林産物については、福島第一原子力発電所事故の影響により広範囲で出荷制限が継続されていることに加え、県内の立木をきのこ原木として利用できないなど、生産者や事業者には大きな負担が生じています。

原木として利用できない立木について、東京電力ホールディングス株式会社は、福島県のみを財物補償の対象としておりますが、補償対象は県域ではなく放射性物質濃度で判断することとし、汚染実態に即して対象を拡大するよう東京電力ホールディングス株式会社への指導を強く求めます。

さらに、原木林を再生し、再び県内産原木等の利用が可能となるためには、広範な実証事例やデータの集積が不可欠であることから、引き続き国において技術的知見を集積し、早期に効果的な森林の放射性物質低減技術の確立とマニュアル化を図るとともに、原木非

破壊検査機器の活用に関するガイドラインの整備を求めます。

24 建築確認申請等手数料に係る減免措置に対する財政支援の継続

被災者の住宅再建は今後も続くことから、被災者が建築主となって申請した建築確認申請等手数料を特定行政庁が減免した場合の減収分に対する震災復興特別交付税の措置及び建築確認検査を担う指定確認検査機関が同様に手数料を減免した場合に対して助成する東日本大震災復興関連事業円滑化支援事業を、令和4年度以降においても実施するとともに、そのための十分な予算措置を確実に講じることを求めます。

25 災害公営住宅の家賃低廉化事業・特別家賃低減事業における安定的な財政支援の継続

災害公営住宅の家賃低廉化事業及び災害公営住宅の家賃を一定期間減免する東日本大震災特別家賃低減事業については、被災者の生活再建や安定した暮らしの確保、被災市町の復興支援のため、必要不可欠な事業であることから、安定的な財政支援の継続を求めます。

26 緊急スクールカウンセラー等活用事業に係る十分な予算措置

東日本大震災から10年が経過したものの、児童生徒を取り巻く家庭環境や生活環境の問題が多様化・複雑化してきており、児童生徒には、今なお、震災の影響が見られます。震災に遭遇して強い恐怖や衝撃を受けた場合、その後の成長や発達に大きな障害となることがあるため、子どもの心のケアは重要な課題であります。また、震災により精神的にも経済的にも困難な家庭環境で育った子どもが就学するなど、児童生徒一人ひとりの状況に一層注意を払いながら心のケアを行っていくことが必要な時期を迎えています。

被災した児童生徒や保護者及び教職員の心のケアについては、多面的かつ中長期的な息の長い支援が必要であることから、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの派遣・配置を行うほか、心のケアに資するための学習支援、学校運営の補助等を行う支援員の配置など緊急スクールカウンセラー等活用事業の継続と十分な財源の確保を求めます。

27 被災児童生徒就学支援等事業交付金の継続

本県では、東日本大震災による壊滅的な被害により、いまだに保護者の生活基盤が回復せず、経済的理由により就学に困難を来している児童・生徒が数多く在籍しています。

このような中、平成23年度から被災児童生徒就学支援等臨時特例交付金により基金を造成し、被災児童生徒就学援助事業のほか5事業を実施してまいりましたが、同交付金については平成26年度で終了し、平成27年度からは単年度の被災児童生徒就学支援等事業交付金を活用し実施しています。

つきましては、本県被災地はいまだ復旧・復興の途上であり、今後も被災児童生徒就学援助事業の継続実施は必要不可欠であることから、令和4年度以降も当該交付金事業を継続されるとともに、継続に当たっては、地方負担が生じることのないよう求めます。また、対象者が原子力災害被災地域のみとされた事業について、対象地域限定の撤廃を求めます。

28 子どもへの学習支援によるコミュニティ復興支援事業の継続

本県では、災害公営住宅の整備等のハード面での復旧・復興が進み、各市町村においては、仮設住宅（みなし仮設住宅を含む）の解消が図られてきましたが、集団移転や人口減少による学校の統合など、子どもや地域を取り巻く環境は大きく変化し、地域住民にはコミュニティの再構築が求められるとともに、児童・生徒が、新しい生活環境の中でしっかりと適応できる新しい学習環境の整備が求められています。

さらに、ようやく家を新築したり、別の土地へ転居したりする家庭もいまだある中、経済的に困難を抱え、子どもとじっくりと向き合う余裕のない家庭もまだ多く、放課後や休日の安全・安心な居場所づくりへの強い要望も依然としてあることから、地域と学校の連携・協働による子どもの学習支援等を通じて、子どもの学習環境の好転やコミュニティの復興促進を図る本事業の継続を強く求めます。

要望項目に係る問合せ先（重点要望項目）

要望 番号	要 望 項 目	担 当 部 課 室	担 当 者	電 話 番 号
1	東日本大震災復興関連事業に対する支援の継続	復興・危機管理部復興支援・伝承課	伊藤 崇宏	022-211-2443
		総務部財政課	後藤 秀剛	022-211-2314
		保健福祉部社会福祉課	阿部 洋子	022-211-2519
		保健福祉部精神保健推進室	村上 めぐみ	022-211-2518
		保健福祉部子ども・家庭支援課	志賀 秀明	022-211-2531
		教育庁義務教育課	日比 遼太	022-211-3642
2	福島第一原子力発電所事故に伴う被害への対応	復興・危機管理部原子力安全対策課	大谷 正彦	022-211-2340
		復興・危機管理部原子力安全対策課	今野 達矢	022-211-2607
		環境生活部食と暮らしの安全推進課	高橋 秀幸	022-211-2643
		環境生活部放射性物質汚染廃棄物対策室	目黒 忍	022-211-2647
		経済商工観光部国際ビジネス推進室	押野 孝博	022-211-2346
		経済商工観光部観光政策課	新妻 優樹	022-211-2823
		農政部農業政策室	生田 仁信	022-211-2892
		農政部食産業振興課	貝塚 綾子	022-211-2814
		水産林政部水産林業政策室	伊藤 暁之	022-211-2496
		水産林政部水産業振興課	山内 洋幸	022-211-2935

要望項目に係る問合せ先

要望先省庁	要望番号	要 望 項 目	担 当 部 課 室	担当者	電話番号
復興庁	1	東日本大震災復興関連予算の確実な措置	復興・危機管理部復興支援・伝承課	伊藤 崇宏	022-211-2443
			総務部財政課	後藤 秀剛	022-211-2314
	2	被災者の心のケア対策及び見守り・生活支援のための財源の確保	保健福祉部社会福祉課	阿部 洋子	022-211-2519
			保健福祉部精神保健推進室	村上 めぐみ	022-211-2518
			保健福祉部子ども・家庭支援課	志賀 秀明	022-211-2531
	3	被災県に対する教職員定数の中長期的な加配措置	教育庁義務教育課	日比 遼太	022-211-3642
	4	福島第一原子力発電所事故の損害賠償に対する支援	復興・危機管理部原子力安全対策課	大谷 正彦	022-211-2340
			経済商工観光部観光政策課	新妻 優樹	022-211-2823
			農政部食産業振興課	貝塚 綾子	022-211-2814
			農政部農業政策室	生田 仁信	022-211-2892
			水産林政部水産林業政策室	伊藤 暁之	022-211-2496
	5	放射線・放射能に関する正しい知識の普及・啓発	復興・危機管理部原子力安全対策課	今野 達矢	022-211-2607
			環境生活部食と暮らしの安全推進課	高橋 秀幸	022-211-2643
			農政部食産業振興課	貝塚 綾子	022-211-2814
			農政部農業政策室	生田 仁信	022-211-2892
			水産林政部水産林業政策室	伊藤 暁之	022-211-2496
6	福島第一原子力発電所に係る廃炉・汚染水・処理水対策	復興・危機管理部原子力安全対策課	大谷 正彦	022-211-2340	
		経済商工観光部観光政策課	新妻 優樹	022-211-2823	
		農政部農業政策室	生田 仁信	022-211-2892	
		水産林政部水産業振興課	山内 洋幸	022-211-2935	
7	復旧・復興に要する人的支援の継続	総務部市町村課	榊原 潤	022-211-2334	
		総務部人事課	武山 和広	022-211-2227	
8	固定資産税等の減収額に対する十分な財政措置	総務部市町村課	三浦 英明	022-211-2331	
9	地方公営企業に対する特別の繰出制度の創設や地方交付税措置の拡大等	総務部市町村課	伊藤 大輔	022-211-2339	
10	災害援護資金の償還に係る事務処理等への支援と償還期限の柔軟な措置	復興・危機管理部復興・危機管理総務課	白鳥 義郎	022-211-3433	
11	東日本大震災の記憶と教訓の伝承に係る支援制度の創設	復興・危機管理部復興支援・伝承課	伊藤 崇宏	022-211-2443	
12	東日本大震災地震津波防災ミュージアム等の整備	復興・危機管理部復興支援・伝承課	伊藤 崇宏	022-211-2443	
13	「防災教育と災害伝承の日」の制定	復興・危機管理部復興支援・伝承課	伊藤 崇宏	022-211-2443	
		教育庁保健体育安全課	遠藤 貞悟	022-211-3669	
14	国際リニアコライダー(ILC)の実現	企画部総合政策課	有海 拓	022-211-2409	
15	被災した地域公共交通への支援の拡充	企画部地域交通政策課	赤間 良太	022-211-2436	
16	復興・被災者支援に取り組むNPO等への支援の継続	環境生活部共同参画社会推進課	岩見 吉三江	022-211-2576	

要望先省庁	要望番号	要 望 項 目	担 当 部 課 室	担当者	電話番号
	17	中小企業等グループ施設等復旧整備事業における財源の確保及び柔軟な運用	経済商工観光部企業復興支援室	及川 智広	022-211-2765
			経済商工観光部商工金融課	小野寺 毅	022-211-2746
			水産林政部水産業振興課	菅原 剛	022-211-2931
	18	事業復興型雇用確保事業の延長	経済商工観光部雇用対策課	曾根 由貴	022-797-4661
	19	東北観光復興施策への新たな支援策の創設	経済商工観光部観光政策課	新妻 優樹	022-211-2823
	20	中国・韓国などにおける農林水産物等の輸入規制への対応	経済商工観光部国際ビジネス推進室	押野 孝博	022-211-2346
			水産林政部水産業振興課	菅原 剛	022-211-2931
			農政部農業政策室	生田 仁信	022-211-2892
	21	水産加工業の復興に向けた支援	水産林政部水産業振興課	菅原 剛	022-211-2931
	22	栽培漁業種苗放流支援の継続	水産林政部水産業基盤整備課	小野寺 恵一	022-211-2944
	23	原木に関する補償と森林の放射性物質低減技術の早期確立	水産林政部林業振興課	佐藤 裕也	022-211-2914
	24	建築確認申請等手数料に係る減免措置に対する財政支援の継続	土木部建築宅地課	繁澤 悠介	022-211-3243
	25	災害公営住宅の家賃低廉化事業・特別家賃低減事業における安定的な財政支援の継続	土木部住宅課	熱海 義男	022-211-3252
	26	緊急スクールカウンセラー等活用事業に係る十分な予算措置	教育庁義務教育課	本田 正晴	022-211-3645
			教育庁高校教育課	千葉 忠幸	022-211-3626
			総務部私学・公益法人課	菅原 望	022-211-2261
	27	被災児童生徒就学支援等事業交付金の継続	教育庁義務教育課	今井 敦士	022-211-3642
			教育庁高校教育課	木村 政俊	022-211-3711
			総務部私学・公益法人課	千葉 昭太	022-211-2261
	28	子どもへの学習支援によるコミュニティ復興支援事業の継続	教育庁生涯学習課	青野 禎宏	022-211-3690